

海外出張報告書

出張目的： IASB 会議（2015年6月）傍聴
日 時： 2015年6月22日（月）～6月25日（木）
場 所： ロンドン IASB 本部
出張者： 企業会計基準委員会 研究員 桑井 瑞樹

IASB 会議（2015年6月）傍聴報告

日時：2015年6月22日（月）～6月25日（木）

（6月22日（月）の顧客との契約から生じる収益のセッションのみ FASB との合同会議。それ以外のセッションは IASB 単独の審議である。）

スケジュール： 付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2015年6月22日から25日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。議論のトピックは以下のとおりであった。

- 保険契約
- 資本の特徴を有する金融商品（FICE）
- 排出物価格設定メカニズム（以前の排出量取引スキーム）
- 顧客との契約から生じる収益
- 調査研究プログラム
- 開示に関する取組み
- IFRS 適用上の論点
- 持分法会計

【6月22日（月）】

■ 顧客との契約から生じる収益（アジェンダ・ペーパー7）

（FASB との合同セッション）

本人か代理人かの検討（アジェンダ・ペーパー7A）

IASB と FASB（両審議会）は、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」と Topic 606「顧客との契約から生じる収益」における本人か代理人かの検討に関するガイダンスについての適用上の質問を議論するために会合した。それらの論点は、収益認識に関する移行リソース・グループの会合から生じた。

IASB は、適用指針及び設例の明確化に関する2015年5月の暫定決定について確認した。IASB は、当該ガイダンスに関してさらに修正を提案することも暫定的に決定した。さらに、FASB は、Topic 606 における本人か代理人かの検討に関するガイダンスを明確化するためのいくつかの修正を提案することを暫定的に決定した。この結果、IASB と FASB は、IFRS 第15号と Topic 606 それぞれについての同様の修正に暫定的に合意した。

以下の各項では、本人か代理人かの検討に関するガイダンスについて2015年5月と6月に至ったIASBとFASBの暫定決定を示している。

企業の約束は提供することなのか手配することなのかの判定のための原則

両審議会は、特定の財又はサービスが顧客に移転される前に企業が当該財又はサービスを支配している場合には、企業の約束は、財又はサービスを顧客に提供すること（すなわち、企業が本人）であるというIFRS第15号及びTopic 606における原則を再確認した。これに対し、特定の財又はサービスが顧客に移転される前に企業が当該財又はサービスを支配していない場合には、企業の約束は、他の当事者が財又はサービスを提供するための手配をすること（すなわち、企業が代理人）である。IASBメンバー全員とFASBメンバー全員が賛成した。

本人か代理人かの評価のための会計単位

両審議会は、特定の財又はサービスが別個の財又はサービス（又は財又はサービスの別個の束）である旨を明確化するため、本人か代理人かの検討に関するガイダンスを修正することを暫定的に決定した。状況によっては、特定の財又はサービスは、基礎となる財又はサービス（他の当事者が提供するもの）に対する権利である場合がある。IASBメンバー全員とFASBメンバー全員が賛成した。

支配の原則の適用

両審議会は、サービスの文脈における支配の原則の適用を明確化するため、本人か代理人かの検討に関するガイダンスを修正することを暫定的に決定した。IASBメンバー全員とFASBメンバー全員が賛成した。

支配の指標

両審議会は、IFRS第15号のB37項及びTopic 606の606-10-55-39項における指標の役割を明確化するため、本人か代理人かの検討に関するガイダンスを修正することを暫定的に決定した。特に、それらの修正では、以下を明確化する。

- a. 指標は、支配の評価の助けとなるものであり、支配の評価を覆したり置き換えたりするものではない旨。
- b. それぞれの指標が支配の原則にどのように関係するのか。
- c. 1つ又は複数の指標が、異なる契約における支配の評価に関連性が高い場合もあれば低い場合もある旨。

両審議会は、企業が代理人となる場合ではなく、企業が本人となる場合を示すように、指標を再編成することも暫定的に決定した。IASBメンバー全員とFASBメンバー全員が賛成した。

設例

両審議会は、本人か代理人かに関するガイダンスの適用を明確化するために、IFRS第15号及びTopic 606における本人か代理人かに関する設例を修正するとともに、いくつかの追加的な設例を設けることを暫定的に決定した。IASBメンバー全員とFASBメンバー全員が賛成した。

今後のステップ

IASBは、本人か代理人かの検討に関するガイダンスについての暫定決定を、2015年7月に公表予定のIFRS第15号の明確化案の公開草案の中に織り込むことを決定した。

FASBは、本人か代理人かの検討の修正案と、本人としての総額の収益の見積りについてのトピック（今後のボード会議で議論）を単一の公開草案の中にもめる予定である。

【6月23日（火）】

■ 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

（IASB教育セッション）

IASBは2015年6月23日に会合し、教育セッションで以下について議論した。

- a. IFRS第9号「金融商品」の発効日と公表予定の保険契約基準との相互関係
- b. 保険活動に関するリスクのヘッジ

IFRS第9号と公表予定の保険契約基準の発効日（アジェンダ・ペーパー2E-2F）

この教育セッションにおいて、IASBは以下の事項を検討した。

- i. 現行のIFRS第4号「保険契約」と併せてIFRS第9号を適用する企業にとっての会計上の含意
- ii. IFRS第4号にすでに存在している方法のうち、公表予定の保険契約基準よりも前にIFRS第9号を適用することから生じる会計上のミスマッチの増大又は純損益のボラティリティの増大を低減するために使用できるもの
- iii. それらの帰結に対処するために検討することが考えられるIFRS第4号への潜在的な修正
- iv. IASBが保険業界についてIFRS第9号の発効日を公表予定の保険契約基準の発効日まで延期するとした場合に生じる複雑性

暫定決定事項はなかった。

保険活動に関するリスクのヘッジ（アジェンダ・ペーパー2D）

この教育セッションにおいて、IASBは、IASBが6月25日（木曜日）にアジェンダ・ペーパー2Aから2Cで検討する変動手数料アプローチの1つの帰結を検討した。企業が変動手数料アプローチを適用するとした場合に、経済的リスクを最小化するために企業がデリバティブを使用する際に会計上のミスマッチが生じる可能性がある。IASBは、一部の保険契約に変動手数料アプローチを要求することをIASBが決定するとした場合に、それらの会計上のミスマッチを最小化するために検討する可能性があるアプローチを検討した。

暫定決定事項はなかった。

■ IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）

IFRIC 解釈指針案 「外貨建取引及び前払・前受対価」のデュー・プロセス文書（アジェンダ・ペーパー12A）

2015年6月23日の会議で、IASBは、解釈指針委員会が開発したIFRIC解釈指針案「外貨建取引及び前払・前受対価」についての提案を検討した。この解釈指針案は、企業が、関連する資産、費用又は収益（あるいは、その一部）を認識する前に非貨幣性前払資産又は非貨幣性繰延収益負債を認識する場合のIAS第21号「外国為替レート変動の影響」の目的上の取引日の決定方法に関するガイダンスを提案する。取引日は、当該資産、費用又は収益の当初認識時において、外貨建取引の換算に使用される直物為替レートを決定する。

IASBは、本IFRIC解釈指針案の開発及び公表に関して解釈指針委員会が従ったデュー・プロセス及び合意した技術的事項をレビューした。IASBメンバー全員が、IASBが十分なデュー・プロセスのステップを行ったと納得している旨を確認した。したがって、スタッフに、書面投票プロセスを開始するよう指示した。IASBは、本解釈指針案に少なくとも90日のコメント期間を設けるべきであることに合意した。本IFRIC解釈指針案の公表に反対する意向を示したIASBメンバーはいなかった。

今後のステップ

解釈指針案の公表は2015年の第3四半期に予定されている。

IAS 第12号「法人所得税」 公開草案「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」(アジェンダ・ペーパー12B)

2014年8月に、IASBは、公開草案ED/2014/3「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」(IAS第12号の修正案)をコメントを求めるため公表した。公正価値で測定される負債性金融商品の未実現損失に係る繰延税金資産の会計処理を明確化するためであった。コメント期間は2014年12月18日に終了した。

2015年3月の会議で、IFRS解釈指針委員会（「解釈指針委員会」）は、文言案にいくつかの修正を行うことを条件に、IASBが修正案を進めるべきであると提案することを決定した。

2015年6月23日の会議で、IASBは、公開草案に対して寄せられた68通のコメントレターの要約及び分析、並びに解釈指針委員会からの提案の説明を受けた。

IASBは、以下のように文言案にいくつかの改訂を行うことを条件に、修正案の最終化を進めるべきであると決定した。

- a. 第26項(d)の設例を改訂する（当該負債性金融商品が公正価値で測定される旨を明確化し、設例の目的に不必要な情報を削除するため）、及び税務基準額の識別に関する説明をBC6項に追加する。
- b. 経過措置を明確化する。
- c. 帳簿価額を超過する金額での資産の回収に関するガイダンス案を改訂する（理解を向上させ、可能性の高い将来の課税所得の恣意的な見積りのリスクを低減する方法で）
- d. 将来減算一時差異の活用の評価に使用する「税務上の損金算入を除外した課税所得」は「法人所得税が課される課税所得」とは異なる旨を明確化する。
- e. 設例7を短縮し、第63項における純損益とその他の包括利益の間での繰延税金の配分に

関するガイダンスと整合するように修正する。

IASBメンバー全員が、この決定に賛成した。

今後のステップ

2015年7月の会議で、IASBは、IAS第12号の最終的な修正を公表する前にIASBがこれまでに行ったデュー・プロセスのステップを検討する。

IFRS 第8号「事業セグメント」の適用後レビュー デュー・プロセスの要約（アジェンダ・ペーパー12C）

6月23日に、IASBは、公開草案「適用後レビューから生じた明確化」（IFRS第8号の修正案）の公表へ向けてこれまでに行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。この公開草案には、IASBが2015年5月の会議で暫定的に承認した7つの修正案が含まれることになる。

1名のIASBメンバーが提案に反対するかもしれない旨の意向を示した。IASBメンバー全員が、IASBがこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了したと納得している旨を確認した。

したがって、公開草案の書面投票プロセスを開始するようスタッフに指示した。

今後のステップ

IASBは、公開草案「適用後レビューから生じた明確化」（IFRS第8号の修正案）を2015年の第3四半期に公表する予定である。

■ 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASBは2015年6月23日の会合において、資本の特徴を有する金融商品に関する調査研究プロジェクトについて議論した。

IASBは次の事項を議論した。

- a. 企業に対する請求権の中のどのような特徴が、財務諸表利用者にとって目的適合性があるのか。企業に対する請求権は、負債である場合も持分である場合もある。
- b. 企業に対する請求権に関する情報は、IFRS財務諸表において、分類・認識・測定・開示を通じて、どのように提供されているのか。
- c. 企業に対する請求権のどの特徴が、「概念フレームワーク」、IAS第32号「金融商品：表示」及び他の関連するIFRSにおいて、請求権のクラス間の区別のために現在使用されているのか。

暫定決定事項はなかった。

今後のステップ

今後の会議で、IASBは、利用者が財務諸表の各部分を用いて行う可能性がある評価について識別された請求権の特徴のそれぞれの目的適合性を議論する。

【6月24日(水)】

■ 開示に関する取組み (アジェンダ・ペーパー11)

IASB は、6月24日の会合において、開示に関する取組みの一環として、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案プロジェクト及び開示原則プロジェクトについて議論した。

アジェンダ・ペーパー11A: IAS 第7号の修正案 フィードバックの要約

IASB は、公開草案「開示に関する取組み」(IAS 第7号の修正案)に対して受け取った全般的フィードバックの要約を議論した。この要約には IFRS タクソノミ及び IFRS タクソノミのデュー・プロセスの両方の変更案に対して受け取ったフィードバックも含まれていた。

今回の会議で決定事項はなかった。

アジェンダ・ペーパー11B: IAS 第7号の修正 「債務」の変動への最終的な修正

IASB は、財務活動の内訳項目の調整表の開示を求める提案に対するフィードバックについてのスタッフの分析を議論した。IASB は、リース・プロジェクトとの相互関係及び本提案の金融機関への適用に関するフィードバックの要約(アジェンダ・ペーパー11A)の中で議論に関する追加的な分析を示すようスタッフに指示した。

今回の会議で決定事項はなかった。

アジェンダ・ペーパー11C: 教育セッション 開示原則プロジェクトの概要

「開示原則」ディスカッション・ペーパーの形式び内容に関して IASB が行った暫定決定を要約した「開示原則」プロジェクトの概要が IASB に提供された。

今回の会議で決定事項はなかった。

アジェンダ・ペーパー11D: IAS 第8号の見直し 会計方針の強制的な変更についての比較情報の修正再表示及びアジェンダ・ペーパー11E: 2005年以後公表したガイダンス: 適用及び経過措置のハイレベルの要約(アジェンダ・ペーパー11Dの背景情報)

IASB は、企業が IFRS の適用開始時に会計方針の変更を行う場合には、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の中のすべての比較情報を修正再表示するという現行の要求を維持することを暫定的に決定した。

出席した13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー11F: 開示原則 開示の比較可能性

IASB は、一般的開示基準(IAS 第1号「財務諸表の表示」又は同等基準)には、比較可能性の概念に関する追加のガイダンスを含めるべきではないと暫定的に決定した。IASB は、情報の比較可能性は、基準を開発する際に IASB が主として考慮するものであり、したがって、この目的上、「概念フレームワーク」における記述が十分であることに留意した。

出席した13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー11G: 開示原則 非 IFRS 情報

IASB は、「代替的業績指標」という用語の使用は混乱を招くものであり、「開示原則」ディスカッション・ペーパーの中の議論では、むしろ、どのようにすれば業績指標をもっと一般的に財務諸表に適正に表示できるのかに焦点を当てるべきであることに着目した（アジェンダ・ペーパー11Gの第48項参照）。

IASB は、「開示原則」ディスカッション・ペーパーでは、非反復的な通例でない発生頻度が低い項目に関するガイダンスについて議論すべきであるとも決定した（アジェンダ・ペーパー11Gの第54項(a)参照）。

出席した13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

2015年7月の会議で、IASBはIAS第7号の修正案の再審議を継続する。

■ 持分法会計（アジェンダ・ペーパー13）

2015年6月24日にIASBは会合し、持分法会計に関する調査研究プロジェクトについて計画している範囲及び本プロジェクトに対するアプローチについて検討した。IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における持分法の要求事項から生じている適用上の問題への対処を図る限定的な範囲の調査研究プロジェクトを実施する。

出席した13名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

- b. 限定的な範囲の調査研究プロジェクトについての方法論は、次のことを前提とすべきである。

支配は、報告グループを決定するための適切な基礎である。

関連会社及び共同支配企業はグループの一部ではないので、それらの資産及び負債を財務諸表において別個に認識すべきではない。

会計単位は投資全体である。

出席した13名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

- c. 限定的な範囲のプロジェクトでは、解釈指針委員会がIAS第28号の狭い範囲の修正の開発にあたり現在検討している事項を扱うことを図るべきである。2014年9月公表の修正（IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（2011年）の修正：「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出」）の適用日を延期する。

出席した13名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

- d. 個別財務諸表において子会社に適用される持分法会計を別個に評価する。

出席した13名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

- e. 持分法会計に関するより広範囲な調査研究プロジェクトの必要性の検討を、IFRS第10

号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューの完了後に行う。

13名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

今後のステップ

スタッフは、IAS第28号で現在適用されている方法における持分法会計の詳細な分析及び考え得る変更を2015年の第3四半期にIASBに提示する。

■ 調査研究プログラム（アジェンダ・ペーパー8）

概要

IASBは、調査研究プログラムに関するプロジェクトの状況の記述に改訂したアプローチを導入することを決定した。特に、適用後レビューの結果として生じるプロジェクトは、単独の区分ではなく、開発フェーズ・プロジェクトとして追加される。

開発フェーズ・プロジェクトは、IASBが追加の調査が必要であると決定したプロジェクトである。一般的に、IASBは、プロジェクトで対処すべき財務報告の問題があることを確認することになる。しかし、IASBは、改訂又は新規IFRSが必要かどうかについては未だ決定を下していない。したがって、開発フェーズ・プロジェクトの主要な焦点は、IASBが財務報告の問題に対して費用対効果のある解決策を識別できるかどうかの評価に置かれる。開発フェーズ・プロジェクトからの次のステップは、調査研究プログラムの中での調査研究ペーパー又はディスカッション・ペーパーの開発となる可能性が高い。場合によっては、開発フェーズ・プロジェクトが基準プログラムに直接移行する可能性がある。

これと対照的に、評価フェーズ・プロジェクトでは、実務上の適用論点の識別と評価のための調査を行うことになる。財務報告の問題があるかどうかを理解し、どのような追加の対応（もしあれば）が必要かどうかを判断するためである。

IASBは、持分法会計（アジェンダ・ペーパー13参照）に関するプロジェクト及び共通支配下の企業結合に関するプロジェクトを開発フェーズ・プロジェクト（評価フェーズ・プロジェクトではなく）に分類することを決定した。

業績報告

IASBは、業績報告プロジェクトにおいて対処が必要となるであろう論点（業績報告の範囲を超えた広範な論点を含む）を検討した。

IASBメンバー全員が、プロジェクト名を「基本財務諸表」に変更すること及びこのプロジェクトでは基本財務諸表の目的、構造及び内容を（個々の計算書間の関係も含め）検討すべきであることに合意した。

今後のステップ

IASBは、基本財務諸表プロジェクト、開示に関する取組み、財務報告に関する「概念フレームワーク」の間の相互関係を今後の会議でさらに明確化する予定である。

【6月25日（木）】

■ 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

（IASB意思決定セッション）

IASBは2015年6月25日に会合し、保険契約の会計処理に関する議論を継続した。特に、IASBは、直接連動の有配当保険契約に対する変動手数料アプローチを検討した。

直接連動の有配当契約に対する変動手数料アプローチ（アジェンダ・ペーパー2B）

IASBは、直接連動の有配当保険契約について、保険契約の会計処理に対する一般的測定モデルを修正することを暫定的に決定した。企業が契約から稼得すると見込んでいる手数料の見積りの変動を契約上のサービス・マージンで調整するためである。企業が契約から稼得すると見込んでいる手数料は、基礎となる項目に係るリターンに対する企業の予想持分から、基礎となる項目に直接対応して変動しない期待キャッシュ・フローを控除したものに等しい。

13名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、1名のIASBメンバーが反対した。

IASBは、直接連動の有配当契約を、次のような契約として定義すべきであると暫定的に決定した。

- a. 契約条件で、保険契約者が、基礎となる項目の明確に特定されたプールに対する定められた持分に参加している旨を明示している。
- b. 企業が、基礎となる項目からのリターンに対する重要な持分と同額を保険契約者に支払うことを見込んでいる。
- c. 企業が保険契約者に支払うことを見込んでいるキャッシュ・フローの重要な部分が、基礎となる項目からのキャッシュ・フローに対応して変動すると見込まれる。

9名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、5名のIASBメンバーが反対した。

有配当契約について契約上のサービス・マージンを純損益で認識すること（アジェンダ・ペーパー2C）

IASBは、有配当保険契約すべてについて、企業は、時の経過に基づいて契約上のサービス・マージンを純損益に認識すべきであると暫定的に決定した。

12名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、2名のIASBメンバーが反対した。

今後のステップ

IASBは、保険契約に関する議論を2015年7月の会議で継続する。

■ 排出物価格設定メカニズム（アジェンダ・ペーパー6）

IASBは6月25日の会合において、特定の種類の排出物価格設定メカニズム（すなわち、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引スキーム）について開発し得る会計アプローチを議論した。他の種類の排出物価格設定メカニズムについては、本プロジェクトの後の段階で検討する。

IASB メンバーは、本プロジェクトの進め方に関する見解をスタッフに提供した。

決定事項はなかった。

今後のステップ

今後の会議で、IASB は、世界中に存在し運営されているキャップ・アンド・トレード型の排出量取引スキームに関するより詳細な情報を検討する。この情報は、考え得る会計モデルについての今後の IASB の議論の背景を提供する。

■ 顧客との契約から生じる収益（アジェンダ・ペーパー7）

（IASB 単独セッション）

IFRS 第 15 号の明確化 デュー・プロセスの要約（アジェンダ・ペーパー7B）

IASB は、2015 年 6 月 25 日の会合において、2015 年 7 月に公表予定の IFRS 第 15 号の明確化案の公開草案について以下の事項を検討した。

- a. 経過措置
- b. コメント期間
- c. 公開草案の公表前に IASB が行ったデュー・プロセスのステップ

経過措置

IASB は、IFRS 第 15 号の修正案の遡及適用を企業に要求することを暫定的に決定した。13 名の IASB メンバーが賛成し、1 名が反対した。

コメント期間

IASB は、公開草案に 90 日のコメント期間を設けるべきであると決定した。IASB メンバー全員が賛成した。

デュー・プロセスのステップ

IASB は、公開草案の開発において IASB が行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。IASB メンバー全員が、IASB がこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップを完了していることに合意する旨を確認した。したがって、スタッフに、公開草案の書面投票プロセスを開始するよう指示した。1 名の IASB メンバーが IFRS 第 15 号の明確化案の公表に反対する意向を示した。

今後のステップ

スタッフは、IFRS 第 15 号の明確化案の書面投票プロセスを開始する。

以 上

付録 スケジュール**6月22日（月）： FASB との合同会議**

時間	アジェンダ項目
12:45-14:45	顧客との契約から生じる収益（アジェンダ・ペーパー7）

6月23日（火）： すべて IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
13:15-14:45	保険契約[教育セッション]（アジェンダ・ペーパー2）
14:45-15:00	休憩
15:00-16:30	IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）
16:30-17:30	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

6月24日（水）： すべて IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
09:00-10:00	開示に関する取組み[教育セッション]（アジェンダ・ペーパー11）
10:00-10:15	休憩
10:15-12:30	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）
12:30-13:30	昼食
13:30-14:30	持分法会計（アジェンダ・ペーパー13）
14:30-14:45	休憩
14:45-16:30	調査研究プログラム（アジェンダ・ペーパー8）

6月25日（木）： すべて IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
09:30-11:30	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）
11:30-11:45	休憩
11:45-13:15	排出物価格設定メカニズム（アジェンダ・ペーパー6）
13:15-13:45	顧客との契約から生じる収益（アジェンダ・ペーパー7）

以上